

家族経営における農業労働の物的作業条件

誌名	農村生活研究 = Journal of the Rural Life Society of Japan
ISSN	05495202
著者名	市田,知子
発行元	日本農村生活研究会
巻/号	84号
掲載ページ	p. 41-45
発行年月	1993年10月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



[論 文]

家族経営における農業労働の物的作業条件

市田（岩田）知子*

1. はじめに

一般に農林漁業の労働条件は、他産業においてほど、考慮されてこなかった。その主な理由としては、農林漁業の労働がその対象となる農林水産物や経営によってさまざまであること、それゆえ「労働基準法」のような最低限の労働条件を定めるのが難しいこと、そして何よりも農林漁業に従事する人々があまり改善の必要性を感じてこなかったことが考えられる。本稿では、戦後の日本で、家族農業経営の物的作業条件¹⁾が農政や農業・農村の変化とともにどのように変わり、どの程度解決されてきたかを、簡単にふりかえり、若干ながら今後の展望を示したいと思う。

2. 家族経営における農業労働の物的作業条件の改善

(1) 戦後日本の農業政策に見る労働条件

戦後日本の農業政策は、農業が農家つまり家族経営によって営まれることを前提に展開してきたとされている。確かに農業基本法（1961年公布）の第15条に見るように、農林水産省は農業によって都市勤労者並みの所得を得られるような家族経営（自立経営）を育成するための施策を講じてきた。

だがこのことは、必ずしも「家族経営を農業の主体として重視してきた」ということを意味していない。むしろ戦後の農政は、家族経営を重視するといながらも、家族経営の農業者が日々意欲を持って農業に従事するためにはどうしたらよいか、という点には無関心であったと思われる。

確かに第15条では、自立経営を「正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を發揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの」と定義している。だが、農家の所得が農外収入や補助金で満たされてもよいのか、労働は他産業と比べてきつくてよいのか、つまらなくてもよいのか、報酬はあるべきかなどについては何も言っていない。

この条文に象徴されるように、農政は全体として、家族経営で農業を営む人々にとってきわめて日常かつ切実である労働条件について関心を払ってこなかった。農業、林業、漁業の労働条件の改善に焦点を当ててきた施策は数少ない。その理由としては、冒頭に述べたように経営や作目によって労働の実態があまりにも異なるために、中央官庁が主導するような政策になりにくいということがあろう。ここでは、その数少ない中から、農蚕園芸局婦人・生活課（旧生活改善課）による生活改善普及事業と、同局肥料機械課による農業機械の安全対策を取り上げたい。

(2) 農作業の快適性の確保——生活改善普及事業による改善

戦前、日本では農会の技術員が農業者に対する技術普及に当たっていた。その主目的は、施肥技術や新品種の導入によって稲の収量を増大させることだった。戦後1948年にGHQの強い意向によって、協同農業普及事業が制度化された。この時、戦前にはほとんどといってよいほど行われていなかった農山漁家の生活改善のために、新たに生活改良普及員が全国に260名ほど配置された。これが日本における生活改善普及事業の始まりである。

*（いちだ [いわた] ともこ・農業総合研究所）

生活改良普及員の資格試験受験に際しては、高等女学校または専門学校で家事、栄養の科目を修めていることが条件とされた。その後は、原則として4年制大学の家政学の過程を修了していることが、受験の際の条件となっている。

生活改善普及事業においては、家族経営の農林漁業従事者の健康と快適な作業条件の維持のために、さまざまな取り組みがなされてきた。その経過は、高度経済成長期をはさんで三つの時期に分けられる。

①1948年から高度経済成長期前（1955年）まで

この時期の普及活動は、個々の農家の生活改善、特に栄養の摂取、住宅設備の衛生、主婦の家事労働の効率化に焦点を当てていた。生活改良普及員が農家や集落を巡回指導する中で、台所、かまど、浴室、トイレ等の住宅設備が改善され、農作業着の工夫、農繁期の献立の工夫、共同炊事などが行われるようになった。

②高度経済成長期（1955～1975年）

高度経済成長期には、多くの農家人口が都市部に流出するだけでなく、兼業化もまた進んだ。これに伴い、農業就業人口に占める女性の割合は6割強、基幹的農業労働力に占める女性の割合は5割強に達した（図1）。農家の女性は家事労働に

加えて、夫や子どもの分まで農作業をしなければならなくなった。自家農業に加えて協業経営に参加している場合は、さらに過酷であった。1956年から梨の協業経営を始めた広島県の世羅幸水農園では、1965年から66年にかけて2人の主婦が過労から死亡した。この事件を契機として生活改善普及事業においては、農業者、特に女性農業者の健康維持のための特別事業が、病院、保健所の協力のもとに実施されるようになった。

たとえば1965年から75年にかけて実施された「農山漁家健康生活管理及び労働適正化特別事業」の場合、まず事業の主体となる都道府県が約300世帯からなる集落を選定し、さらにその中から約50世帯の農山漁家を点的に選定する。生活改良普及員はこれらの農山漁家に対して、2年間にわたって世帯員の生活時間や健康状態を調査した上で、適正労働、健康維持、体力の向上を達成すべく助言を行う。健康状態は主として病院や保健所の健康診断によって定期的に調べられた。またより短期的な健康状態の変化、たとえばある作業による疲労度を測定するという場合には、普及員がフリッカーのような疲労度測定機器を用いることもあった。この事業が実施された神奈川県の大根産地の場合、農繁期も農閑期も日を追うごとに

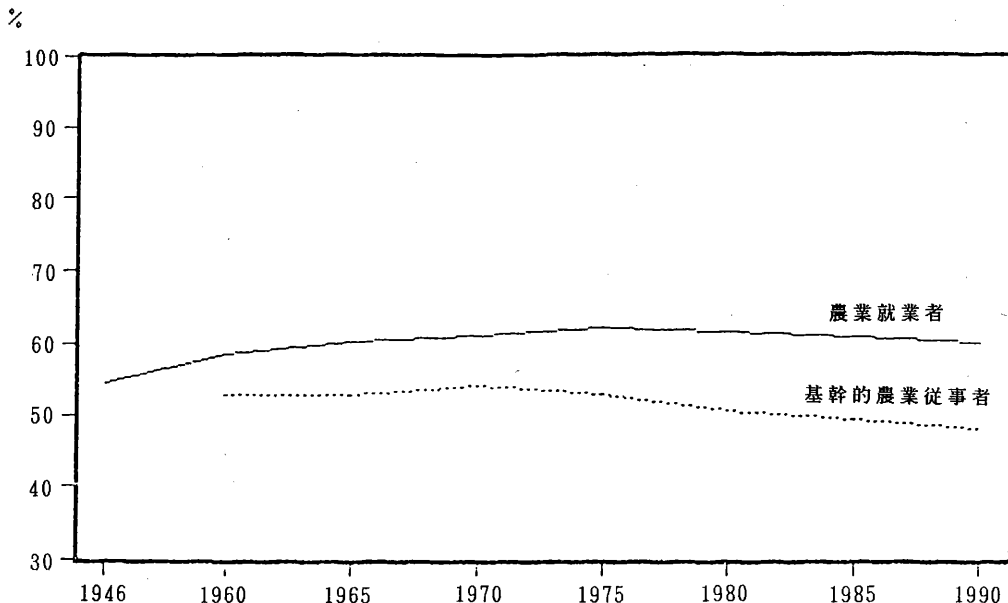


図1 農業就業者数、基幹的農業従事者数に占める女性の割合の推移

資料：「農林業センサス」

妻の疲労は増大する一方で、夫の疲労はあまり変わらないという結果が出された。

このように農業者の生活、生産の実態や健康状態が数字で把握されたことは画期的なことではあったが、生活改良普及員の助言の内容は依然として衣食住の改善、家事労働の軽減に限られていた。

③低成長期（1975年以降）

1973年秋の石油ショックに始まる低成長経済は、農家人口の流出、農業就業人口の減少に歯止めをかけた。だが新規学卒就農者の減少が続いたため、農業就業人口の高齢化が進んだ。1975年には農業就業人口に占める60歳以上人口の割合は、32%に達していた。同じ時期、第二次産業では6%、第三次産業では8%に過ぎなかった。

このような状況の中で農政においては、流動化による農地の有効活用とともに、水田の減反と麦、大豆等への転換奨励、農村の生活基盤の整備のような課題が重視された。またこれらの課題解決に際しては、農村集落内の相互扶助、合意をすることが推進された（総合農政または地域農業）。農政のこのような方向は、現在まで続いている。

普及事業においても、個々の農家や集団に対する技術普及だけでなく、集落全体を見通した計画、助言が必要とされるようになった。特に生活改善普及事業においては、集落等の地域を単位とした健康管理運動を推進するための特別事業が実施されている。たとえば1975年から81年にかけて実施された「農業者健康モデル地区育成事業」の場合、事業主体である都道府県が、その主要作物を生産している地域の中から4つの集落を選定する。生活改良普及員はこれらの地域において4年間継続して農業者に対して健康状態を把握し、さらに家事労働、農業労働の環境の実態調査を行うことによって、健康と環境間の関連を明らかにする。これにより、従来以上に農業生産にかかわる労働や環境の実態が把握され、また具体的な農作業や農作業環境の改善法まで踏み込んだ助言がなされるようになった。また健康状態の把握に際しては従来と同様、保健所や病院の協力が求められ、中でも一定の問診表に基づく農業者自身の自覚症状チェックが重視された。

このような中央主導の事業は、地域レベルでの農作業、農作業環境の改善を触発した。特に水田

転作等を契機として施設園芸を導入した地域では、年間を通じての長時間労働、ハウス内外の温度差による身体の適応能力の失調（ハウス病）、農薬の大量吸入、付着による中毒症状が問題となった。このような地域ではその対策として、ハウスの出入り口付近に内外の気温差を緩和するための「中間気候室」を設けるよう、また農薬散布時専用のマスク、保護衣を着用するよう助言がなされた。普及員の助言による農業者の自覚と、ハウスの大規模化とが相まって、施設園芸農業従事者特有の健康障害は減少している²⁾。

一方、特に近年では、市場において農産物の形状、美しさ、また少人数世帯、単身世帯用に小さく包装されているかどうかを重視されている。そのため収穫物の調製、選別、包装のような、いわゆる重労働ではないが、長時間同一姿勢を続けることにより、肩、腰、目などに負担がかかり、慢性疲労の原因になるような作業の時間が増加する傾向にある。たとえばハウス栽培による冬どりナスの場合、1985年から88年の間に選別・包装にかかった時間は、実に10a当たり2時間から32時間にまで増加した。またその中で女性が分担している時間の割合は、51%から73%に上昇している³⁾。このような中で、長時間継続しても身体に負担がかからないような農作業の方法、環境が各地で考案、実用化されていることは、本誌の読者には今さら繰り返すまでもないだろう。

ところで1990年度の普及事業の再編以来、生活改善普及事業に対しても、農業者のニーズに応じてその内容を高度化することが要求されている。これに伴い、農業者がより快適に農業に従事できるような環境を整備するための基準づくりが、特別事業によって試みられている。その基準の項目は作目によって異なるが、およそ以下のようなものである。

- a. 作業時間
- b. 休日、作業間休憩のとり方
- c. 作業場の環境（温度、湿度、照度、騒音、粉塵量等）
- d. 休憩室、トイレの設置状況
- e. 農薬マスク、保護衣等の種類、着用法
- f. 作業動線が合理的かどうか

このような基準の設定やその実現が求められる

背景として、近年、養豚、養鶏、施設野菜の農家において雇用労働力が急激に増加していることがある。自らの経営を企業的に拡大していく意思のある経営者にとって、雇用者が快適に作業できるかどうかは重要な問題である。特に雇用者の中には、女性、高齢者が少なくないため、彼らの体型、体力に配慮した農作業環境の整備が必要となる。最近では、労働条件全般についての経営主—雇用者間の関係を、社会保険労務士のような外部の専門家に依頼する事例が見られる。

(3) 農作業の安全性の確保——農作業の安全対策

以上のように生活改善普及事業は、農山漁家における生活、農業生産にかかわる労働を総体的にとらえ、農業者の疲労の軽減に努めている。これに対し、農作業の安全対策は文字どおり、農作業（農業生産活動に伴う一切の作業）の安全性、特に機械化に伴う事故の防止に一貫して取り組んできた。

①農作業事故⁴⁾の傾向

農作業事故数は1974年の445件をピークに、毎年ほぼ350～400件の間で推移している。だが農業労働力の高齢化とともに、高齢者の死者数が増加

する傾向にある（図2）。1990年の時点で、60歳以上層が農作業事故全体の6割を占めている。特に同図で見られるように、農業機械作業にかかわる死亡事故の増加が顕著である。その内容を見ると、トラクター（乗用型、歩行型）の転倒、衝突、巻き込まれによるものが多い。

また死者を男女別にみると、過去10年間、だいたい男性が8割、女性が2割という状況である。これは、農業機械、特にトラクターのような大型機械を操作する女性が、まだ少数派であることによる。

②農作業事故防止対策

以上のような農作業事故の原因として、死亡者の年齢、性別を越えて一般的に見られるのは、トラクターの安全フレーム装着、服装点検のような基本的な事故防止対策の未徹底である。農林省は農業機械作業事故防止のために1960年代後半にいくつかの通達を定め、それに基づき現在まで、都道府県を通じて事故防止運動の推進、またそうした運動の地域レベルのリーダーを育成するための技能研修を行っている⁵⁾。

またそもそも農業機械が若年または中年の男性向けにできており、女性や高齢者は操作しづらいということが、事故の誘因としてしばしば指摘さ

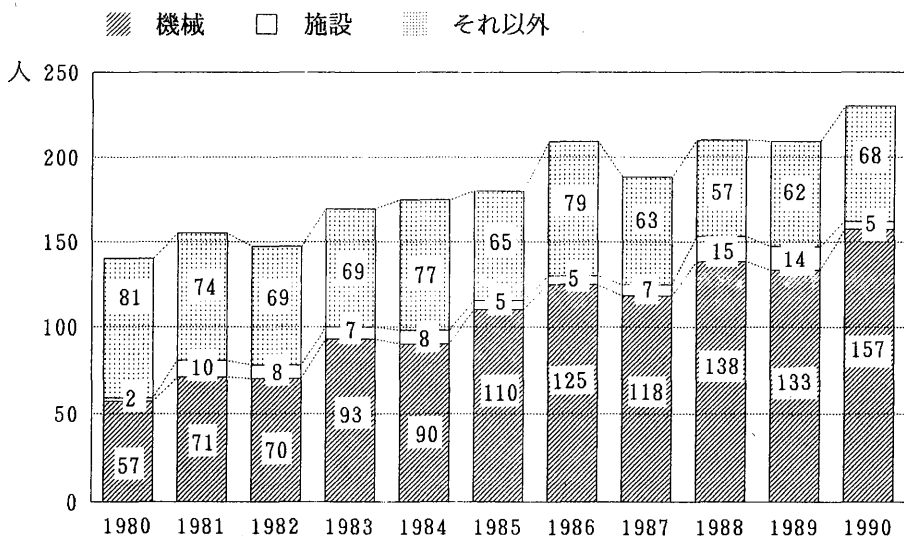


図2 60歳以上の農作業事故死者数の推移

資料：農林水産省農蚕園芸局肥料機械課（1992，9ページ）

れている。そのため最近では、女性や高齢者に適した農業機械の開発が、実用化に向けて行われている。たとえば、平均的に女性は男性より身長が低いことを考慮して、機械の乗り込み用ステップの段差を縮めること、また高齢者向けに操作の状態を示す運転台のパネル表示を見やすくすることなどが試みられている⁹⁾。

3. 今後の展望

以上、農林水産省や都道府県、普及所の主導による事業を概観してきた。家族経営における物的作業条件の改善の背景には、農業労働力の女性化、高齢化、また機械化の進展、調製・包装作業時間の増大、さらには畜産や施設園芸に見られる雇用労働力の増加がある。こうした背景は、今後も大きくは変わらないと思われる。今後、より快適で安全な作業条件を確保するためには、家族経営相互間、各支援機関の間の情報交換や連携がますます必要とされるだろう。同時に、働く人の特性にあった農業機械の開発、実用化がより多くなされるべきだろう。

最初に書いたように、戦後の日本の農政は全体として、農家の所得を向上させることに力を注いできた。労働条件の改善を目的とした施策は「農業では難しい」という大方の声をよそに、細々と実施されてきた。そのため農業の労働条件の実態や改善の努力について知る人は、多くはない。それらを広く世の中に知らしめる努力も必要だろう。

最近、家族経営以外の経営形態が今後の農業生産の担い手となることを期待する論調がしばしば見られる。だが単に経営形態を変えるだけでは、問題解決にならない。法人経営や会社経営においても、従来、家族経営を対象に行われてきた調査研究や物的作業条件の改善の蓄積が十分生かされるようにするべきだろう。

注

- 1) 岩出によれば、1960年代以降、世界の主要な先進諸国

の労務管理において、より従業員の立場に立った「労働生活の質」(quality of working life)への関心が高まり、労働生産性の増大という、いわゆる企業の経済目的に対置されるもう一つの目的として「労働生活の質」の向上が位置づけられるようになった。安全かつ快適な物的作業条件は、就職の容易さ、雇用保障、十分な収入、合理的な労働時間、自己啓発の可能性などと並んで確保されるべき「労働生活の質」の一つとして考えられている(岩出(1989, 262~283ページ)。

- 2) 農林水産省農蚕園芸局生活改善課(1989, 8~9ページ)、日本農村医学会(1991, 36~37ページ)を参照。
- 3) 農林水産省統計情報部『生産費調査』による。
- 4) すべて死亡事故である。死亡者自らが農業機械または農業用自動車を運転中または操作中である場合に限らず、加害者がこの状態である場合のものも含む。
- 5) 特にこの技能研修を修了し、所定の試験に合格した者に対しては、農業機械士という資格が認定される。1990年の時点で農業機械士は累計6万4千名(うち女性性は2,600名)を数えている。
- 6) 文献9)を参照。

参考文献

- 1) 秋山邦裕『雇用型農業経営』(日本の農業182)、農政調査委員会、1992. 3
- 2) 岩出博『アメリカ労務管理論史』、三嶺書房、1989
- 3) 梶川静一『人間優先の協業経営世羅幸水農園の実践』、家の光協会、1979. 9
- 4) 協同農業普及事業四十周年記念会『普及事業の四十年』、全国農業改良普及協会、1975. 2
- 5) 日本農村医学会『農村医学の現状と展望』(日本農村医学会雑誌、第40巻特別号)1991. 10
- 6) 農林水産省大臣官房総務課『農林行政第10巻』1973. 1
- 7) 農林水産省農蚕園芸局肥料機械課『平成3年度農作業事故調査結果報告書』1992. 3
- 8) 農林水産省農蚕園芸局生活改善課『農家の健康生活対策Q&A』1989. 8
- 9) 生物系特定産業技術研究推進機構・農業機械化研究所『農業労働力の高齢化に対応した技術開発』第1報(1991.3)、第2報(1992. 3)

付記

本稿は研究集会「高度産業社会における家族農業経営の危機」(1993年1月19・20日、於農林水産技術会議事務局筑波事務所共同利用施設)での報告に基づいている。報告要旨作成にあたっては、岩崎美智子氏(農林水産省生活技術研修館)、藤盛隆志氏(同農蚕園芸局肥料機械課)などから助言をいただいた。この場を借りてお礼申し上げたい。